奈良県広域水道企業団低入札価格調査制度

（建設コンサルタント業務等）に係る取扱要領

第１　目的

この要領は、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という）が実施する「奈良県広域水道企業団総合評価落札方式実施要領（建設コンサルタント業務等）」（以下「総合評価実施要領」という。）による業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）に係る入札について低入札価格調査制度を実施するために必要な事項を定め、もってダンピングの防止、業務の適切な実施及び成果品の品質の確保を図ることを目的とする。

第２　定義

この要領において、「低入札価格調査」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の10第１項及び第167条の10の２第２項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき落札者を決定するための調査をいう。

２　この要領において、「調査基準価格」とは、低入札価格調査を行う基準となる価格をいい、「調査基準比較価格」とは、調査基準価格の110 分の100 に相当する金額をいう。

３　この要領において、「低価格入札者」とは、調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。

４　この要領において、「評価値」とは、総合評価実施要領第12条に規定する評価値のことをいう。

第３　低入札価格調査制度対象業務

低入札価格調査制度の対象業務は次に掲げるものとする。

1. 企業団本部及び企業団広域水道センターおいて発注する業務のうち、総合評価落札方式を適用する業務

(2)　その他発注者が必要と認めた業務

第４　調査基準価格の設定及び算定

低入札価格調査制度対象業務には、調査基準価格を設定するものとする。

２　調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、事業担当課長が算定するものとする。

３　調査基準価格は、別紙１「調査基準価格の算定について」により各業務区分ごとに算定するものとする。

第５　入札参加者への通知

入札執行者は、次に掲げる事項を公告するとともに、入札説明書及び入札通知書においても記載することとする。

(1)　低入札価格調査制度を採用すること。

(2)　調査基準価格を設定し、調査基準比較価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を行い、入札者全員に対し後日結果の通知を行うこと。

(3)　調査基準比較価格を下回る入札を行った者は、最低価格入札者（総合評価実施要領第２条に定める業務にあっては、評価値の最も高い者）であっても落札者とならない場合があること。

(4)　調査基準比較価格を下回る入札を行った者は､入札執行者が定める期限までに、第７に定める書類を提出しなければならず、期限までに提出がなかった場合は失格となること。期限は、開札日の翌日（その日が奈良県広域水道企業団の休日を定める条例（令和７年2月21日奈良県広域水道企業団条例第8号）第１条に規定する企業団の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の直近の休日でない日）の午前９時から正午までとする。

(5)　調査基準比較価格を下回る入札を行った者は、聞き取り調査及び資料の提出に協力しなければならず、この聞き取り調査及び資料の提出に応じない場合は失格となること。

(6)　調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、業務の履行中に、当該管理技術者が業務の履行を継続するのが不適当と認められる場合には、当該管理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があること。

(7)　調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、各照査段階完了時に受注者の負担により、発注者の承諾を受けた受注者と同程度の企業規模の他の奈良県建設工事等競争入札参加資格を有する者の照査を受けて納入しなければならないこと。なお、受注者の責めにより実施出来なかった場合は、調査基準価格を下回る価格をもって契約した業務について、委託業務等成績評定点を10点減じるものとする。ただし、設計図書により照査の実施を定めていない業務については、対象外とする。

(8)　調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、受注者が現地における作業を行っている期間中、当該管理技術者は、現場に常駐しなければならないこと。ただし、真にやむを得ない理由により常駐ができない期間が生じる場合については、事前に調査職員（測量業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務にあっては、監督職員。以下同じ）の承諾を得ること。当該管理技術者は、現場常駐の履行が確認できる写真（現地作業を行った日について全て）を成果品とともに提出しなければならない。なお、受注者の責めにより現場に常駐できなかった場合、または現場常駐の履行を確認できなかった場合は、調査基準価格を下回る価格をもって契約した業務について、委託業務等成績評定点を10点減じるものとする。

(9)　調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、業務完了後に業務コスト調査を行うものとすること。業務コスト調査に係る資料は、業務完了後90日以内に提出するものとする。提出されない場合や虚偽の記載が判明した場合は、調査基準価格を下回る価格をもって契約した業務について、委託業務等成績評定点を10点減じるものとし、さらに企業団が入札公告を行う新たな業務入札において、競争入札に参加する者に必要な企業の元請実績として認めないものとする。

(10)　調査基準比較価格を下回る入札を行った者と契約した後、虚偽の資料提出または説明を行ったことが明らかになった場合は、入札参加停止措置等をとる場合があること。

(11)　調査基準比較価格を下回る入札を行った者と契約した後、低入札価格調査で提出された資料等を調査職員に引き継ぐとともに、仕様書で定められた業務計画書（補償コンサルタント業務にあっては、業務工程表。以下同じ）の内容のヒアリングを行うこととし、業務計画書の記載内容が低入札価格調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行うこと。

(12)　低入札価格調査時の入札価格の内訳書と業務完了後の実績を対比するため、調書を提出しなければならないこと。

(13)　再委託先の不払いがないか、支払期間が不適切でないか等を調査するため、調査やヒアリングを実施する場合があること。

(14)　調査基準価格を下回る価格をもって契約した業務における委託業務等成績評定点が70点未満の業務においては、委託業務等成績評定通知書が通知された日以降に、企業団が入札公告を行う新たな業務入札において、競争入札に参加する者に必要な企業の元請実績として認めないものとすること。

第６　入札の執行

入札の結果、調査基準比較価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、入札者又は立会人に対して「保留」と宣言し、低価格入札者に対して、低入札価格調査を実施する旨を告げ、期限を示して、別紙２に定める書類の提出を指示するものとする。

なお、低価格入札者のうち最低の価格で入札した者（総合評価実施要領第２条に定める業務にあっては、評価値の最も高い者）が２者以上ある場合は、くじ引きにより、聞き取り調査を行う順位（落札候補者としての順位を兼ねる。）を決定するものとする。

２　入札執行者は、低価格入札者以外の者に対し、低入札価格調査により、後日落札者を決定する旨を告げ、入札を終了するものとする。

３　入札執行者は、調査基準比較価格を下回る入札が行われた場合は、入札終了後直ちに第８に定める契約審査会にその旨を報告し、開札録の写し及び全ての入札者から入札時に提出された見積根拠資料を送付するものとする。

第７　低入札価格調査の調査事項

低入札価格調査は次に掲げる事項について実施するものとし、調査の実施方法はこの要領に基づくもののほか奈良県広域水道企業団低入札価格調査マニュアル（建設コンサルタント業務等）に基づくものとする。

(1)　当該価格で入札した理由

(2)　入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書

(3)　当該契約の履行体制

(4)　手持の建設コンサルタント業務等の状況及び手持ち業務の人工

(5)　配置予定技術者名簿及び直接人件費内訳書

(6)　手持機械等の状況

(7)　過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者

(8)　直前３カ年の事業（営業）年度に係る計算書類

(9)　再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの）

(10)　過去３カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去３カ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し

(11)　給与規則の提示

(12)　第三者照査受託予定書（受託予定企業の押印があるもの。第三者照査の実施が定められている業務に限る）

(13)　その他の必要な事項

第８　低入札価格調査の実施

低入札価格調査は、企業団の契約審査会（以下「審査会」という。）が行う。

２　審査会の事務は、奈良県広域水道企業団契約審査会要領に定めるところによる。

３　入札執行者は、低価格入札者から提出のあった別紙２に定める書類を速やかに審査会に送付するものとする。

４　審査会は、入札執行者から送付のあった書類に基づき、速やかに低入札価格調査を実施する。

第９　低入札価格調査後の落札者の決定

審査会は、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められる場合は、入札執行者にその旨を通知するものとする。

２　入札執行者は、前項の通知を受けたときは直ちに調査対象者に対して落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者全員に対してもその旨を知らせるものとする。

３　審査会は、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、入札執行者にその旨を通知するものとする。

４　入札執行者は、前項の通知を受けたときは、調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（総合評価実施要領第２条に定める業務にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者。以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札を行った場合は、第７以降と同様の手続を行った上で、落札者を決定するものとし、この場合には、複数の低価格入札者について並行して聞き取り調査を行うことができるものとする。

５　入札執行者は、次順位者を落札者とした場合、次に掲げる通知を行うものとする。

(1)　当該落札者には、落札決定等の通知

(2)　調査対象者で落札者にならなかった者には、落札者とならなかった理由及びその他必要な事項の通知

(3)　その他の入札者には、落札決定を行った旨の通知

第10　審査会による契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判定する基準

審査会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合（第１号から第７号までについては、別紙３（失格判断基準）に該当する場合）には、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に該当するものとして、調査対象者（第９第４項ただし書の規定により、次順位者が低入札価格調査の対象となった場合の次順位者を含む。）を失格とする。

(1)　低入札価格調査に協力しない場合

(2)　配置予定管理技術者の手持ち業務量が適正でない場合

(3)　業務内容に対応した費用が計上されていない場合

(4)　配置予定技術者等に適正な報酬が支払われない場合

(5)　品質管理体制が確保されていない場合

(6)　再委託先への支払いが適正でない場合

(7)　法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合

(8)　前各号に掲げる場合のほか、適正な業務の履行がなされないおそれがあると認められる場合

２　前項の基準のほか、審査会は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準を定めることができる。

第11　低入札価格調査の結果の概要の公表

入札執行者は、低入札価格調査の結果の概要について、調査終了後、速やかに公表するものとする。

第12　低入札価格調査時の入札価格の内訳書、業務完了後の実績対比調査等

調査対象者で受注者となった者（以下「受注者」という。）は、業務完了後、速やかに低入札価格調査時の入札価格の内訳書と業務完了後の実積とを対比する調書（別紙４）を調査職員に提出しなければならない。

２　調査職員は、必要があると認められる場合は、業務完了後、速やかに再委託先への代金の不払いがないか、支払期間が不適切でないか等に関し、受注者及び再委託先の双方から聞き取り調査を行うことができる。

３　調査職員は、前二項の規定による調査等により必要と認められる場合は、受注者に対して、適切な指導を行うものとする。

４　受注者が前項の指導に従わないときには、調査職員は、次の各号に掲げるいずれかの措置を行うとともに、審査会に報告し、必要があると認められる場合は内容を公表するものとする。

(1)　口頭による注意

(2)　文書による注意

附則

（施行期日）

この要領は、令和７年４月１日から施行し、この期日以降に入札公告等がなされた業務に適用する。